

日本の伝統農村における集落財政について —神奈川県秦野市の村明細帳を中心に—

東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授
一般社団法人 J A 共済総合研究所 客員研究員

と い し な な
戸 石 七 生

アブストラクト

本稿では、神奈川県秦野市に残存する村明細帳という江戸時代の行政資料を対象に、日本の伝統農村における相互扶助システムのあり方を財政面から明らかにしようとして試みた。その結果、日本の伝統農村では、様々な施設を「集落の共有財産」という形で分かち合っていたが、その維持費用や「集落住民」の農業生産や生活に必要な不可欠な様々なサービスにかかる費用は村落財政から支出されていたことが分かった。

江戸時代の集落の共有財産としては、よく知られた共有地（入会林野等のコモンズ）の他、堂社のような宗教施設、番非人の小屋等を一般的なものとして挙げることができる。その運営の財源は集落財政であり、主に「集落住民」からの徴収によって賄われていた。また、村役人や生産や生活に必要な不可欠な村抱えの非農業部門従事者の俸給も集落財政から支出されていた。よって、日本の伝統農村は、資源や施設などを共有するだけではなく、それを運営するための費用、さらには集落行政や「集落住民」の生産活動や生活の質の水準を向上させるための費用を支出しようとして様々な機会に試みており、財政面においても様々な工夫を行っていた。

(キーワード) 村落財政 集落の共有財産 相互扶助制度 集落点検

目次

1. はじめに
2. 史料と分析枠組み——なぜ村明細帳を分析対象とするのか——
3. 集落財政の分析枠組み
4. 村明細帳と集落財政
5. 終わりに

1. はじめに

平成も残すところあとわずかとなった2019年1月12日、福井新聞は、福井県福井市の2つの自治会が解散したことを報じた¹。市がそれぞれの自治会廃止届を受理したのは、昨年12月27日と今年1月4日のことである。

さらに、福井新聞では解散した両自治会（東俣町自治会・乾徳10自治会）は高齢化が進み住民のほとんどが70歳を超え、地区の自治会連合会などから割り振られる福祉委員、青少年育成推進員などの役職が過大な負担となっており、それが解散の直接的原因だったと伝えている。東俣町自治会は、隣接自治会との合併を勧められたが、他の集落に迷惑をかけたくないとの理由で断念した。

とはいえ、解散しても課題は残る。東俣町自治会と乾徳10自治会がなくなっても、今まで通り人は地域に住み続ける。両地域の住民とも生活のために従来の暮らしや集落機能を維持したいと望んでいるが、自治会の廃止により、自治会として受けていた防犯灯の設置・電気料の補助金、ごみステーション美化協力金などの各種補助などが受けられなくなる。さらに、自治会は災害などの非常事態の際に互助機能を発揮する。住民のために、何らかの形で自治会の機能を代替するものが必要である。

東俣町自治会では、引き続き地区に分担金を納め、ごみステーションも住民が協力して管理する予定である。乾徳10自治会は、街灯の電気代を積立金より支払い続ける予定である。さらに、東俣町自治会では有事への備えとして、必要最低限の連絡体制を残すため、

福井市との情報伝達役になる行政嘱託員は住民が引き受けることになった。住宅街にある乾徳10自治会は近隣自治会との吸収合併によって、この問題を解決する方向だという。

つまり、この両事例においては自治会という制度は廃止されても、地域の自治組織はインフォーマルな形で残っているということになる。さらに着目すべき点は、これらのインフォーマルな自治組織には地域住民の生活の質を向上させるための財政機能が分担金の収納や積立金という形で残されているということだ。

日本においては、このような自治会や集落のような小さな自治組織の財政機能について、正面から光を当てた研究は少なかった。大内雅利は、その論文「集落財政試論」で日本近現代における集落財政の研究史について網羅的・野心的レビューを行ったが、集落財政の個別事例を扱った研究、あるいは断片的な研究はあっても、体系的な研究は乏しいとする²。大内は、その原因として資料の乏しさを挙げるが、筆者はそれ以外に3つの可能性が原因としてありうると考える。1番目の可能性は、大内のレビューに端的に示されるように日本近現代の集落財政に関する資料は、体系化されていないので研究者にとって扱いにくいテーマであること、2番目の可能性は、研究者（特に日本近代史分野の研究者）が集落財政の重要性を過小評価してきたこと、3番目の可能性は集落財政に関する資料が地域の内部資料とみなされ、外部者の目に触れないように守られてきたことである。

時代を遡ると、系譜上集落や自治会の先祖にあたる江戸時代の村の財政については、

「村入用帳」に代表される資料が至る所に残されている。とはいえ、残存する資料の量に比べると研究蓄積は決して豊富なものとは言えない。集落財政そのものを中心的なテーマとして取り上げた近世史の研究は、上杉允彦、菅原憲治、福山昭、水本邦彦、そして後述する矢澤（現姓松井）洋子の論文を除くとほとんどないのではないだろうか³。矢澤の論文は諏訪高嶋藩領であった信濃国諏訪郡御射山みさやま神戸村こうど（現在の長野県諏訪郡富士見町の一部）を題材にし、「近代の地方財政との関わりをも意識」しながら、「住民の自治組織」でありつつ領主支配／行政の「末端機構」であるという近世の村（＝集落）の「二面性」という分析枠組みを用い、「持高（筆者注：それぞれの家に割り当てられた、経済力などをもとに負担能力を米の量で表した数値）の多少に拘わらず軒割（筆者注：家の数で割ること）とされる村構成員としての義務を果たすこと」を「一軒前の構成員として村財政に積極的に参加」する「小高の百姓の政治的・経済的成長の結果」と評価することで、階級闘争史観の影響の強い当時の研究潮流を色濃く反映しているが⁴、分析内容は——筆者も含めた後進の近世・近代村落史研究者の研究が矢澤論文の域まで到達していないこともあり——今日においてもいささかも色あせることはない。矢澤論文は、「領主支配の末端における単位として村請する諸賦課及び入用」だけではなく、村（＝集落）が「構成員とその再生産の維持のために自律的に果たす共同体的機能に伴う入用」も含めた集落財政の全体構造を視野に収めるという趣旨において、極めて画期的なものであり、特に本稿にとって重要

なものであると筆者は考える⁵。

日本近世史分野で集落財政の研究が乏しい主な原因は、2つに大別されると筆者は考える。まず、「村入用」やその他の集落財政資料が希少価値のない資料として研究対象の中心となることはなく、他のテーマ、例えば村落構造や争論・訴訟のような「もっと重要なテーマ」を理解するための補助資料としてのみ利用されていたことが考えられる。もうひとつは、近現代の集落財政資料とも共通する問題であるが、村の歳出の内訳である「村入用帳」という資料単体を見ただけでは、集落財政のフローとストックのうち、把握できるのはフローのみであるという限界があるためだ⁶。ストックに関する情報の記載がある他の資料を組み合わせなければ、集落財政の全貌は分からない。

よって、本稿ではあえて「村入用帳」を分析対象の中心とせず、ストックを知ることのできる「村明細帳」を先に取り上げ、江戸時代の集落財政の全貌について大まかに議論することとする。「村明細帳」を利用することのメリットは単にストックを知るだけにとどまらないが、それについては次章と終章を中心に、随時触れることとする。

「村明細帳」を用いて江戸時代の集落財政について本格的に議論する前に、集落財政研究が進んでいる分野について触れておきたい。江戸時代でも近現代でも集落財政研究は盛んでないということを強調しすぎるあまり、日本においては集落財政研究というものほとんど存在しないかのような誤解を読者に与えかねないからである。だが、日本の中世・中近世移行期については、既に藺部寿樹、似鳥

雄一、熱田順らによる、集落財政を多角的に論じた輝かしい業績が存在する⁷。似鳥・熱田が若手・中堅であることを考えると、今後も中世村落史の中心的テーマの一つとして議論が続くのではないかと筆者は考えている。

本稿の趣旨との関連において、特に重要なのは稲葉継陽が鳴谷（現姓吉田）ゆり子の先行研究への批判的文脈で明らかにした信濃国下伊那郡虎岩村の財政構造である⁸。虎岩村では年貢収納は肝煎が個人的に行い、村請（年貢＝地租を村が村の責任において徴収し、幕府や大名などの公権力に納めるシステム）の評価に消極的な鳴谷に対し、稲葉は、虎岩村の肝煎は年貢を立て替えていたもので、それは実質的な村請として理解すべきものであり、年貢収納の村請制は、領主から独立した領域によって支えられていたと主張している。さらに稲葉は集落のメンバーの労役負担が「つなぎ」と呼ばれる集落財政の一部分において、集落とメンバーの金銭のやり取りで労役の過不足が相殺され、メンバー間の平等性が維持されたとする。

本稿にとって特に示唆的な点は、稲葉が集落財政と年貢納入・労役供出との関連において論じていることである。つまり、集落財政というものは集落内部で完結するものではなく、場合によっては年貢収納・労役供出の村請制のような社会構造全体に関わるシステムを支える力を持つことを、稲葉の主張から導き出すことができるだろう⁹。木村武司は江戸時代の集落財政は「自治的な私的協議的な財政」であり、明治政府の課税政策により近代の「公財政」はそれから財源を収奪しつつ成立し、その残滓が集落財政なのだを定義し

ているが¹⁰、近世や近現代の集落財政を私財政とするのは端的に言って誤りである。明治政府は、「公」と「私」の境界のあり方を変えたに過ぎない。集落財政が「公」と「私」の両側面を持つことは、矢澤も大内も詳しく論じているので、次章で改めて触れたい。

矢澤は「近世村落と村財政」の結びを「[村請制]廃止により「表」部分を失った近世「村」財政は、町村合併を経た村に発足する近代村財政といかに関わるのだろうか。近世の「村」とその財政のあり方は、——たとえば、共有地や共有区の残存と言った形で——近代日本の地方自治に根底の部分でいかなる影響を与えたのであろうか。今後の課題としたい」という含蓄に富んだ言葉で締めくくっている¹¹。大内論文は、内容的にこの矢澤の指摘した「課題」に対応するものであると言えよう。さらに、中世の集落財政研究は近世や近現代の集落財政の成立の前提を明らかにするものであり近世や近現代の集落財政の構造を理解する上で示唆に富む。矢澤論文、そして前出の大内論文と併せてレビューを行えば、それだけで集落財政の通史的研究として意味のあるものになるだろうが、それは現在の筆者の力量及び紙幅の制限を大幅に超えるため、今後の課題としたい¹²。

以上、本章では集落財政研究の意義を論じ、集落財政をめぐる研究史について概観してきたが、次章では主な分析対象となる「村明細帳」について取り上げたい。

2. 史料と分析枠組み——なぜ村明細帳を分析対象とするのか——

(1) 村明細帳の性質

本節では、「村明細帳」という資料がどのような資料なのかを述べる。江戸時代の領主は、領内の村々の現況を把握するため、調査項目を指定し、村ごとに調査を行った¹³。「村明細帳」とは、そうした契機に村についての詳細な情報を名主（地域によっては庄屋、肝煎ともいう。現代の農業集落の区長や惣代^{そうだい}にあたる役職）を始めとする村役人が箇条書きにし、領主あるいは為政者（必ずしも領主とは限らない）に提出した文書類の総称である。三河国（現・愛知県東部）より東の地域では、書上帳、差出帳、差出明細帳、村鑑帳等様々な名称が使用され、村明細帳という名称の使用率は低いのに対し、関西や九州では村明細帳という名称が使用されることも多いという¹⁴。

調査の目的は様々なものがあるが¹⁵、特に領主交代が起きた時には、領地の情報を把握するために、新領主にとって「村明細帳」は必要不可欠な行政資料であった。「地誌御調帳」や「地誌御調書上帳」のように、天保年間に幕府による地誌編さん事業のために作成されたものもある¹⁶。

村明細帳には様々な調査項目が記載されており、それは作成年代や提出先によって異なっている。ただし、ほとんどの村明細帳に共通する項目は大別すると3種類に分けられると筆者は考えている。①村高（その村がどの程度の農業生産力を持っているのかを米に換算して数値化したもの。領地の分配の指標と

して使われた）・耕地面積と課税方法・小物成高・林野の面積と課税方法など、農業生産と土地利用に関わる項目、②人口や世帯数など人に関わる項目、③寺院神社の宗教施設の他、旧蹟等、村固有の資源に関わる項目である。①の農業生産と土地利用にかかわる項目と③寺院神社の宗教施設の他、旧蹟等、村固有の資源に関わる項目は、集落の共有財産を含むため直接的に集落財政のストックに関係する問題であることに注意が必要である。

さらに、村明細帳には上記の3種類の項目に加え、④集落財政のフローに関する項目も含まれるケースがある。後ほど具体例を挙げて詳しく分析するが、村役人（名主・組頭・百姓代）、そして村で雇用している番非人等農外部門従事者への報酬がそれにあたる。多くの場合、このような人々は年俸の対価として集落の行政事務あるいは環境保全・治安維持等の活動に従事しており、集落住民の生活の質向上にとって必要不可欠の存在であった。

(2) 村明細帳の利用価値

次に、村明細帳の利用価値について述べる。本稿の趣旨からみると、村明細帳を研究対象とすることの最大のメリットは、前節で述べた通り、集落財政のうち、ストックの主要な部分を容易かつ効率的に把握できることにある。

だが、村明細帳の価値はそれだけにとどまらない。本節のここから先の記述は集落財政以外に言及する部分も多いので、先を急ぐ読者には読み飛ばしてもらっても構わないが、村明細帳は決して歴史研究者だけのための史料ではなく、現代の農村社会にとって有用な

情報が記載されているという事実だけは強調しておきたい。

村明細帳は毎年更新されないので、情報に脱落がないとは言えないが、史料の性質上、当時の人々にとって「大切」だったものは必ず記録されている。この事実は、現代社会に生きる我々にとって何を意味するのであろうか。この問いの答えを端的に言ってしまうと、地域づくりの仕事に携わっている人々、とりわけ集落点検やそれに類するワークショップなどを行っている研究者が必死に探している「地域資源」なるものが、村明細帳にはすぐ分かる形で記載されているということである。

村明細帳に分類される類の史料の形式はほとんど箇条書きであり、現代人にも把握しやすいという強みがあるから、地名や建物の名前などを読み取る作業は容易である。もちろん、日本近世村落史の専門家でなければ分からない部分もあるが、集落点検やワークショップによる「地域資源」の発見が目的であれば、そのような細部はそれほど重要ではない。

さらに、村明細帳は自治体史の資料編などに収録されており、活字化されているものも多く、近世日本独特のくずし字が読めない人間にもアクセスしやすい。もし、活字化されておらず、くずし字が読みにくければ、各自治体の自治体編さんの担当部署（多くの場合「市史編さん室」と呼ばれ、今日では文化振興部署の管轄下にあることが多いようである）に一人は近世史研究者がいるので、その協力を仰ぐことができる。近世史研究者がいない場合でも、市史編さん室や文化振興課は大学のような研究機関と連携しているので、

村明細帳が活字化されていなくても、それを読める人材を紹介することができる。また、文化振興課が「古文書教室」という近世史料の読み方を教えるイベントを開催していることもある。集落の住民自身がそうした教室に通い、くずし字の読み方を身に付け、村明細帳の解説をめぐる、仲間とああでもないこうでもない議論するのも楽しい作業であろう。

村明細帳を使った集落点検／ワークショップで何よりも楽しい作業は、村明細帳にある旧跡や小字などの地名、地形を、集落住民や元住民のような集落関係者と尋ね歩くフィールドワークである。作成の契機は後述の「集落点検シート」と同じく、「お役所からのお達し」かもしれないが、実際に作成にあたったのは集落の人々の祖先であり、記録されているのは集落の人々にとって日々慣れ親しんだ地名であり、地形である。フィールドワークをしながら、村明細帳に記載があっても今は集落住民の記憶から失われつつある地名や旧跡があることも判明することがある。後日、そういったものを皆であれこれ調べれば、集落住民や集落関係者自身が集落の「地域資源」についての認識を新たにすることにつながる。作成の経緯はどうあれ、村明細帳には集落の先祖が残してくれた「気付きの種」が豊富に撒かれているのであり、「村明細帳」そのものが「地域資源」と言うことができるかもしれない。

地域づくりのワークショップを専門とする平井太郎は、その著書『ふだん着の地域づくりワークショップ』で、平井が集落の一軒一軒を訪ね、「総務省の手引きにしたがいつつ」、「集落点検」の調査票を穴埋めする」と書い

ている¹⁷。平井が使用している「調査票」は、総務省が作成した「集落点検チェックシート」¹⁸であると思われるが、著者の平井自身が「穴埋め」という表現を使用するように、その作業にはある種の「やらされている」という思いからくる義務感と徒労感と諦念が色濃くにじんんでいるような印象を受ける。

「やらされている」という印象はどこからくるのだろうか。平井は、地域づくりワークショップにおいて、日ごろ地域住民の「主体性」の欠如を感じるという¹⁹。そして、その欠如は「(地域)資源」という言葉が地域住民にとって借り物であることからくるという。

小田切徳美は、平井の著書の解題で、地域づくりワークショップは40年近く前の1980年に宇都宮大学の藤本信義によって山形県飯豊町椿集落で実施されたものが最初であるという中塚雅也らの指摘を踏まえた上で、このような営みが国レベルの政策にも位置付けられ始めたことが近年の特徴であるとする²⁰。そして、小田切は農山村において地域づくりワークショップの「導入は既に定着しつつあり、実践的にはもちろん、その背景となる理論においても成熟段階にあるとみなすこともできる」という。本当にそうなのであろうか。果たして、地域づくりワークショップの方法論や理論は成熟段階にあるといえることができるのであろうか。徳野貞雄や藻谷浩介など、郷土史に通じている地域づくりの専門家には、ぜひ村明細帳を活用してほしいものである。

新潟県が2013年から行っている「大学生の力を活かした集落活性化事業」という事業がある。2014年度に同事業に参加した首都大学東京大学院渡邊英徳研究室修士2年生の菊本

有紀は、魚沼市にある横根集落の集落活性化事業に携わった経験について、次のように述べている²¹。

「県の公式事業に採択されたとはいえ、時間は夏休み期間に限られています。いきなり、見ず知らずの、しかも「デジタル」「AR」などとのわけのわからないことを言う学生たちが集落に足を踏み入れたとしても、住民の方々の理解を得るのは難しいのではないかと考えました。

また、私たち学生チームもほとんどが東京出身です。横根集落にはどんな文化や歴史があり、どんな人達が生活を営んでいるのかといった知識に欠けており、集落への理解が十分とはいえませんでした。」

つまり、菊本は集落の人々との間に困難を事前に冷静に予測しており、その要因を「文化や歴史があり、どんな人達が生活を営んでいるのかといった知識」が欠けているためと分析している。「「デジタル」「AR」などとのわけのわからないことを言う学生たちが集落に足を踏み入れたとしても、住民の方々の理解を得るのは難しい」という菊本の言葉の、「「デジタル」「AR」などとのわけのわからないことを言う学生」を「「集落点検」「地域資源」等とのわけのわからないことを言う研究者」と置き換えれば、菊本の言うことは平井にもそのまま当てはまる。つまり、個別の集落にどのような文化や歴史があるのかを知らない限り、プロも素人も同じ困難に直面するのである。

村明細帳では前節で指摘したような情報の他にも、地理的情報や集落の伝統的な生業、

祭りについての情報が盛り込まれている。150年～200年前の集落の姿や人々の生活の様子を知ることができる村明細帳を読めば、集落の「文化や歴史」や基本的な地形（集落のどこに山や林野があり、河川や海があるか、隣の集落の名前は何か、目印になる建物は何か）についてかなりの情報を効率よく手に入れることができる。さらに村明細帳を集落住民や集落関係者と一緒に読んだり、村明細帳に記載されている地名・地形を歩いて確認したりすれば、「よそのもの」も地域の地理的な基礎情報や歴史を知ることによって（このような作業は平井のいう経験知の共有に当たるだろう）、地域住民との距離も縮められるはずである。村明細帳は、このように都市農村住民の交流ツールや集落情報の共有ツ

ルとしても有用なのである。

誰が「主体」であっても、村明細帳は有用なツールなので、集落の人々が「大切にしたいこと」を発見するために、5年、10年と言わず²²、150年、場合によっては200年以上というタイムスパンで集落を眺め、総務省よりも目の前の地域の人々の先祖がどのような暮らしを送ってきたのかに思いを馳せてみるのもよいのではないだろうか。

（3）秦野市の村明細帳

本稿で分析する村明細帳は神奈川県秦野市が出版した『秦野市史』に収録された江戸時代の19村（＝集落）の30点の村明細帳²³である（表1参照）。江戸時代の秦野市は33村から構成されていたが、足柄上郡に属する5村

表1 『秦野市史』収録村別「村明細帳」数

番号	村名	村明細帳数	残存年
1	落幡	3	元文3、天保6、明治4
2	北矢名	1	天保6
3	南矢名	1	天保6
4	曾屋	1	享保11
5	今泉	1	明治3
6	渋沢	1	天保6
7	堀斎藤	1	明治3
8	三屋	1	明治3
9	横野	3	延享1、文政12、天保6
10	菩提	1	天保6
11	羽根	1	天保6
12	東田原	1	元禄12
13	蓑毛	2	天保7、明治3
14	寺山	2	享保18、天保6
15	菖蒲	6	寛文13、貞享3、元文1、文政12、天保5、明治4
16	八沢	1	享保10
17	柳川	1	寛文12
18	三廻部	1	享保10
19	栃窪	1	享保10
計		30	—

(菖蒲、八沢、柳川、三廻部、栃窪)を除いた28村が大住郡に属する²⁴。村明細帳の点数が村数より多いのは、同一の村について複数の村明細帳が残っているケースがあるためである。

19村という数は、7万とも言われる幕末の日本の村の総数からすると、微々たる数ではあるが、個別の集落について村明細帳を使用した研究はあっても、村明細帳から集落財政を19村の規模で論じる研究は管見の限りこれが初めてであるため、今後類似の試みを行う上で有用な論点を明らかにできるのではないかと考え、秦野市の村明細帳を分析することとする。

一方、年代別に見ると(表2)、『秦野市史』に収録されている最古の村明細帳は柳川村の寛文12(1672)年のもの、最新のもの落幡村と菖蒲村の明治4(1871)年のものとなる。明治時代の村明細帳が残存していることを不

思議に思う人もいるかもしれないが、宗門人別帳など地域行政にかかわる資料は明治時代に入って新しい制度が整備されるまで、各地で作られ続けた²⁵。

要するに、最新のものと最古のもの作成年代にはちょうど200年の隔りがあることになるが、それらは、等間隔で残存しているのではなく、1年に何村も集中して残っている時期もあれば、非常に間隔が空いている時期もあることが表2を見ると分かる。

まず、最初に集中して残存している年代は17世紀の最後の30年で、『秦野市史』に収録されているものは4点である。ちょうど5代将軍綱吉の治世にあたる時期である。

これを第1期とすれば、第2期は1725～1744年となり、『秦野市史』には8冊が収録されている。8代将軍吉宗の治世にあたる。1期と2期の間には25年の間隔が空いている。第2期の8冊のうち、18世紀に作成され

表2 村明細帳と本稿における時期区分

本稿の時期区分	年号	西暦	村名
第1期 (1672～1699)	寛文12	1672	柳川
	寛文13	1673	菖蒲
	貞享3	1686	菖蒲
	元禄12	1699	東田原
第2期 (1725～1744)	享保10	1725	八沢・三廻部・栃窪
	享保11	1726	曾屋
	享保18	1733	寺山
	元文1	1736	菖蒲
	元文3	1738	落幡
	延享1	1744	横野
第3期 (1829～1836)	文政12	1829	横野・菖蒲
	天保5	1834	菖蒲
	天保6	1835	落幡・北矢名・南矢名・渋沢・横野・菩提・羽根・寺山
	天保7	1836	蓑毛
第4期 (1870～1871)	明治3	1870	今泉・堀斎藤・三屋・蓑毛
	明治4	1871	落幡・菖蒲

た村明細帳は1744年に作られた横野村のものが最後となる。

その後19世紀前半に作成された『秦野市史』に収録された村明細帳12冊のうち、最初のもものは1829年に作成された（横野村と菖蒲村）。よって、第2期と第3期の間には、実に85年もの空白がある。第3期の大部分は天保の改革で有名な水野忠邦が老中をつとめていた時期にあたるが、特徴は何と言っても地誌的な性格の強い「地誌御調帳」や「地誌御調書上帳」が多く残っていることにある。これらは、小大名・旗本・寺社などの小領主の支配に分断されがちな秦野市の村々において、村の全体的な姿を知ることのできる重要な資料である。換言すれば、「地誌御調帳」や「地誌御調書上帳」以外の村明細帳では、同じ村を複数の領主が支配する場合（このような村を「相給」村という）、領主別に作成されるので、村の姿を断片的にしかなることができないことに注意が必要である。

それ以降の村明細帳6冊は全て明治に作成されたものである。よって、明治3年から明治4年を第4期とする。

この時期区分に現れるような傾向がどれほど神奈川県全域や全国に当てはまるのかは分からないが、第3期については幕府による調査という性格もあり、多くの地域に残存していると推測される。また、明治4年についても村明細帳という資料の性格上、廃藩置県と密接な関係が推測されるので、やはり多くの地域で実施された可能性が大きいのではないかと考えられる。

時期による村明細帳の性格の違いが、集落財政についての記録のあり方にどのように影

響を及ぼすかは、改めて第4章で言及することとし、次章では村明細帳に現れる集落財政の分析枠組みについて述べる。

3. 集落財政の分析枠組み

(1) 本章の目的

第1章では、日本における集落財政を中心的なテーマとして論じた先行研究について中世から現代までレビューした。その結果、筆者は最も網羅的なのは大内の論文「集落財政試論」であるという結論を導いた。換言すれば、他の集落財政を扱った論文が完成度を高めるために論点を絞っているのに対して、大内の研究は言及する地域も論点も多岐にわたり、網羅的であろうとするあまり、論点の整理が十分になされているとは言い難い印象がある。とはいえ、その網羅性は完成度の低下という欠点を補ってあまりある貢献である。

本稿では、大内論文が提示した多くの論点全てを扱うことはできないが、村明細帳に基づいた集落財政の分析のフレームワークを作成するため、最も重要なものに焦点をあて整理を試みる。そのためには、論点が明確に整理された矢澤の近世の集落財政についての分析枠組みと対比しながら整理するのが効率の良い手段であると筆者は考える。よって、本章では矢澤（＝近世）と大内（＝近現代）の集落財政研究に依拠し、両者を比較しながら近世から現代までの集落財政の総体についての分析枠組みを抽出することを目的とする。

ただし、矢澤論文で実証分析の主な対象になっているのは、集落財政のうちフローの部分であることに注意が必要である。また誤解を避けるために、矢澤は村明細帳を分析対象

としていないことも断っておく。ストックについても言及はあるが、断片的である²⁶。よって、ここでは集落財政とストックのうち、まずフローの部分について、矢澤論文と大内論文を比較し、フローとストック双方に應用可能な分析枠組みを抽出することを目的とする。

(2) 近世近代における集落財政のフローについての分析枠組み

本章では、日本の近世近代における集落財政のフローについての分析枠組みを抽出することを目標とする。とはいえ、本節と次節は話の流れが入り組んでいるため、読者には煩雑な印象を与える可能性が高い。よって、先を急ぐ読者には、これらより先に小括を読んでもらって構わない。

矢澤は、近世日本の集落財政のフロー部分を「表」（＝藩に記録が提出されるフォーマルな部分）と「内所」（＝村内部で処理されるインフォーマルな部分）に二分し、「表」のあり方が「内所」のあり方に影響するという両者のダイナミックな関係を明らかにした。

最初に「表」の部分の支出面を取り上げるが、それは「村役人・立会人が連印し、藩庁の改め印を有する」いわゆる公文書にその痕跡が残されている。矢澤は多様な内容を含んでいた集落財政の「表」にあたる部分が19世紀前半に固定し、その用途が藩の規制もあり²⁷、藩のための人馬供出に関わるもの、村役人の給与、藩への上納金品、つまり①労役の賦課に関わる経費と②藩役人及び村役人の対藩的活動経費、③村が運営に要する費用（村役人

の給与等）の3つに限定されたとする。

極めて限定された「表」の部分に対し、インフォーマルな集落独自の会計である「内所」の支出面の内容は、矢澤が端的に「「表」以外の部分を包括するもの」と定義するように²⁸非常に多様である。詳細に紹介できないのが残念であるが、「内所」には主に①藩庁・藩役人・大名家へへの付け届け（村は「祝儀」・「御礼」・「願二付」等特定の機会に支出される以外、金品を無心に応じる形で贈与していた）、②御師・警女・座頭・浪人など各地を巡回する職能者（職能集団）への寄付（「勸化」、「合力」・「明暗寺穀代」など）、③祭礼関係の支出、④村が使用する人馬、⑤藩に供出する労役不足分の金銭による立替（後ほど個人より村に支払われる）、⑥番非人（村の治安維持を担う非人身分の役職、後ほど詳述）への支払い等村役人の一次的立替、⑦別帳の支出の過不足分の調整金があった²⁹。

このような集落財政の二重化が必要だった理由は、藩の介入であった。藩が集落財政の公的な部分である「表」を規制した理由は、言うまでもなく①による藩役人や家臣の買収を防ぐことにある³⁰。常に近隣の集落との争論による訴訟のリスクを抱えていた近世の集落にとっては、藩役人や家臣との良好な関係の維持は最優先課題だった。そして、集落住民にとっては①も集落全体の支出であり、個人ではなく集落財政の一部であった。したがって、藩と集落住民それぞれの利害に対応した、「表」と「内所」という二重性が集落財政には必要だったのである。さらに、「内所」は「表」との関係で、集落住民の負担の「平等性を維持」する役目を果たした³¹。「表」

で負担すべき労役や金銭に何らかの不公平性が生じた場合、「内所」によって「表」で負担が軽かったものは、より負担が重かったものより、集落に差額を支払ったり、集落で必要な雑用をより多く負担したりして、負担の過不足を集落内で相殺することが可能であった。

もちろん、集落財政の最も重要な役割は上記④⑥のようなサービスを通じて住民の生活の質を向上させることにあったことは言うまでもない。

矢澤は、これらの支出に対する集落の収入として①その都度個人（あるいは各家）に課される労役負担、②その都度個人（あるいは各家）に課される金銭負担、③特定の用途を持たない恒常的収入（主に集落の財産による収入）を挙げている³²。③については、矢澤が「内所」において、集落住民の負担金と部分的に相殺され、結果的に集落住民への「補助」として集落住民の金銭的負担を軽減するという、非常に伝統農村の持つ共済機能について重要な論点を析出している³³。また、③はストックと不可分の関係にあるので、ストックの部分で詳しく議論したい。

以上、矢澤論文で明らかになった論点を踏まえ、大内論文で近現代の集落財政のフローの部分について概観したい。

大内はまず「集落財政をめぐる予備的な説明」において、集落財政は地方自治体の財政と農家経済のはざまに存在し、国家や地方自治体の財政に対しては「私」経済であり、農家経済や家計に対しては「公」経済となるとする³⁴。よって、集落財政はA集落そのものとの関係という観点以外にも、B地方自治体

の財政との関係、C農家経済あるいは家計との関係という観点から検討されるべきであるという。

大内の分析枠組みを矢澤論文に対応する形で整理し直せば、Bは「表」、A・Cは「内所」とそれぞれ対応すると言えるだろう。そして、大内によるとBは、フローにおいては自治体・集落間の補助金等・上納金がそれに相当し、特に農業補助金が重要であるとして、今村奈良臣らの先行研究を紹介している³⁵。Cの家計との関係で大内が注意を喚起するのは、労役負担と金銭負担の互換性である³⁶。出不足金のような集落の様々な行事への不参加に課される罰金も同様に集落と家計の関係において考えるべきであろう。罰金はプールされ、集落財政の一部を成すのである。

さらに、大内は集落財政をa「生活機能」に関するもの（保育所建設・生活学習・祭り等）とb「生産機能」に関するもの（用水管理維持費など「土地と水」に関するもの）に二分している。そしてこのような集落財政の分化を、大内は集落財政のヨコの分化と呼ぶ。そして、補助金・上納金など自治体との関係において生じる金銭の流れ、あるいは各住民の集落に対する負担（労役含む）を指してタテの分化と呼ぶ。

結論として、矢澤と大内の研究成果を総合した結果、近世も近現代も、集落財政の最小限の分析枠組みとして、①自治体（近世は藩に置き換えられる）－集落－家計というタテの分化、②集落財政内の異なる2つの部分（a生産、b生活）というヨコの分化という論点が抽出できた。そのうち、本稿の趣旨から見て重要である、つまり相互扶助的な意義

のある論点は①のうち、集落－家計の部分である。繰り返しになるが、これは矢澤論文における「内所」にあたる部分になる。また、②集落財政内のヨコの分化という点では、a生産とb生活の双方が重要であるが、より重要なのはb生活であると言えよう。

よって本稿はこの先、①（大内の提示した）タテとヨコの分化・集落財政の生産／生活部門という枠において、②（矢澤の提示した）「内所」の支出／収入における各項目を分類しつつ、③最終的な目的として村明細帳から②に当てはまる個所を抽出することに到達目標を置くこととなる。

（3）近世近代における集落財政のストックについての分析枠組み

本節では、フローについての議論から導き出された分析枠組みを継承し、ストックに適用する。つまり、前節とは逆に、大内が近現代集落財政の研究から抽出した①（大内の提示した）タテとヨコの分化・集落財政の生産／生活部門という枠を踏まえ、②（矢澤の提示した）「内所」の支出／収入における各項目を集落財政のストック部門において分類することを試みる。

大内は、集落財政が集落住民からの賦課金「のみ」に依存するケースは稀であるとし、集落財政におけるストックの役割は極めて大きいと評価している³⁷。それでは、集落財政のストック部分とは何か。大内によると自然資源（共有地、共有林、池、地先漁業権等）、資金、貯穀、債権などの集落住民の共有財産である³⁸。

まず①タテの分化という面から見てみよ

う。前述の通り、共有財産はタテに見ると、自治体（近世においては藩）－集落、集落－家計に分化する。

自治体と集落は、自然資源（特に林野）をめぐる対立してきた長い歴史があると大内は言う。近代における林野の官民有区分に際し、全国各地で発生した住民と公権力の対立については、事例も研究も枚挙に暇がないが、集落財政のストックをめぐる自治体（とそれ以上のレベルの公権力）と集落の間には常に顕在的／潜在的な緊張関係があり、集落に存在する自然資源が必ずしも集落のものではないことは、改めて強調しておかなければならない。集落の自然資源については、村明細帳にも豊富な記載があるので次章で取り上げる。

また、集落－家計との関係については、大内は菅野正の研究から、「幕藩体制下の村落自治と相互扶助の基礎をなした夫食米制度をひきついだ儲穀や部落資金が、零細農民の生活補償として部落から貸しだされている」という一文を紹介しつつ³⁹、集落のストック部門では近現代でも集落住民の積立によって成立した基金が代表的なものであり、その用途として（下層・最下層だけではなく時には中層も含めた）困窮した家計の生活保障があると主張する。大内によると、逆に最下層のための救済に始まった基金が、「集落」の最下層の家計の救済という「私経済」としての領域ではなく、「公経済」として道路、水道、寺社等の整備・建設に拡大する例もあるという⁴⁰。家の困窮に備えて集落住民によって行われた積立の基金化という観点は相互扶助という本稿の趣旨からして非常に重要なもので

あるので、改めてこの点を強調しておきたい。

一方、集落財政のストック部分におけるヨコの分化は、大内は都市化の著しい地域において、「共有地の所有集団が集落から分化する」という現象に現れるという⁴¹。つまり、集落住民の離農に伴って集落の自然資源の農業インフラとしての利用が減少すると同時に、宅地開発など都市的利用への可能性が生じた結果、農家である住民とそうでない住民の間に集落の自然資源の利用をめぐり、方針の分化が起きるとする⁴²。その具体例として、大内は1981年の農村金融研究会の報告における昭和55（1980）年の大阪府松原市別所財産区の溜池処分金（7億2,243万円）のうち、地元分配到された2割が、さらに連合町内会と水利組合の間で用途未定のまま分配されたとしている。連合町内会は集落財政の生活面、水利組合は集落財政の生産面にそれぞれ対応している、と考えてよいだろう。

上記の大内の研究成果は、集落財政のフロ一部分の分析に用いるのと同様の枠組みをストックにも応用できることを示している。

それでは、この枠組みを用いて矢澤論文における集落財産のストックを分析したらどうなるか。矢澤は、分析対象とした御射山神戸村には i) 公権力の検地によって存在を把握されておらず、したがって課税もされていないが、村独自の「検地」により、「所持者」が村に年貢（「宮米・大豆代」、「宮歩銭」）を払っている土地、ii) 藩から村名義の所持地（「村持地」）として認められた土地・林野で、何らかの形で公権力から課税されており、村が村の名において運用するもの（「郷

田」「郷林」）、iii) 藩から村の土地として把握されていないが、村が村の名において運用している芝原・河原・道・墓地等の土地（「郷地」）があったとする⁴³。i) と ii)・iii) は、i) は個々の地片に村によって設定された「所有権」というものが存在し、個人に帰属する点で、ii)・iii) は落葉・下草の採集権を個人に1年契約で売却したり、あるいは小作に出したりしても、あくまでも帰属は村という点で、異なっている。しかし、運用・帰属の主体が個人であれ、村であれ、i)・ii)・iii) から上がる収益は、村のものとなり、集落財政において恒常的な収入の一部となる。

よって、集落財政のタテの分化においては i) は集落-家計の部分に相当すると言えるだろう。ヨコの分化においては、iii) において必ずしも農業生産に結びつかない道路や墓地というものが含まれているため、それは生産のために利用される田畑や林野という生産部分に対し、集落財政における生活部分と言えるだろう。

本節では、前節において矢澤論文を用いて大内論文から抽出した分析枠組みを、再び矢澤論文を分析するのに用いているので、議論が行きつ戻りつしており、読みづらいことは否めない。よって、次節では本章におけるこれまでの成果を「大内が近現代集落財政の研究から抽出した①（大内の提示した）タテとヨコの分化・集落財政の a 生産／b 生活部門という枠を踏まえ、②（矢澤の提示した）「内所」の支出／収入における各項目を集落財政のストック部門において分類する」という前節で掲げた目標にそつてもう一度整理し、本稿全体における分析枠組みを再度確認するこ

ととする。

(4) 小括

本節では、第2節と第3節の結果を受けて、大内論文から抽出した集落財政の構造を下記表3のように整理した。管見の限り、大内の論文で問題なのは、①集落財政のタテの分化のうち、Aの集落財政と集落それ自体の関連という観点から議論する必要があると言いながら、両者の関係を本格的に論じた個所を欠くことである。よって、とりあえずの措置として、本稿では筆者自らが代替案を考える。具体的には、表3において* (①-Aのフロー部分)、** (①-Aのストック部分) を補完した。つまり、自治体や家計を経由することなく集落として完結する金銭の流れとしては、集落行政の諸経費、祭礼、そして自治体以上の行政権力から見て「私」に属するが個別の家計から見ると「公」に属する近隣集落との付き合いに必要な費用が含まれる可能性が示唆できる。また、①②のタテとヨコの区別については方向性を異にする分化であり、互いに排他的な関係にないため、場合によっては内容が重複することを断っておく。

以上の作業により、極めて大まかであるが大内の、集落財政の分析理論の骨格を抽出す

るという目的を達成した。よって、次に本稿の最終目的である村明細帳の分析を行うために、近世を対象とした矢澤論文における御射山神戸村の各種支出と各種収入を、表3の枠組みで分析する。その結果は表4の通りである。

まず、矢澤論文で①-Bのフロー部分について述べる。矢澤の論文からそれに相当する部分を抽出すると集落財政の「表」と呼ばれる部分の支出がそれにあたる。具体的には、上納金品・藩の命令による人馬調達・藩役人及び村役人の対藩的活動経費・村役人の給料がそれにあたることは第2節で述べた通りである。ただし、村役人の給料は、集落内部の行政そのものと不可分の性質があるため、厳密に対藩的な業務と対集落的業務に二分することはできないので、①-Aにも分類することにする。ストック部分をみると、藩と村の関係については矢澤論文では対象とする資料の制約上、注目に値するものは見られないが、村明細帳の分析では、それに相当するものがあれば挙げることにする。

次に①-Aにあたる部分について述べる。矢澤論文において集落財政のうち「内所」と呼ばれるものの一部である。フローについて、矢澤が集落のための支出として挙げてい

表3 大内雅利の論文における近現代の集落財政の構造

分化の種類	分化先	フロー	ストック
① タテの分化	A 集落	* 集落行政の諸経費・祭礼・近隣集落との関わりにおける経費・労役	** 自然資源・施設 (水利設備・公民館・保育所・寺社等)・基金
	B 自治体 (藩) - 集落	補助金 / 上納金・労役	自然資源・施設
	C 集落一家計	罰金・賦課金負担・労役・積立	施設・基金
② ヨコの分化	a 生産	自然資源利用	自然資源・施設 (水利設備等)
	b 生活	農業部門以外のサービス購入 / 困窮者の救済	自然資源・施設・基金

表4 矢澤洋子の論文における近世集落財政の構造

分化の種類	分化先	フロー	ストック
① タテの分化	A 集落	村役人の給料・祭礼の経費・近隣の村々との寄合経費・人馬調達	自然資源・施設・基金
	B 藩—集落	上納金品・藩の命令による人馬調達・藩役人及び村役人の対藩的活動経費・村役人の給料	自然資源・施設
	C 集落—家計	罰金・賦課金負担・人馬提供・村への年貢納入	自然資源・施設・基金
② ヨコの分化	a 生産	自然資源（「郷田」・「郷林」・「郷地」）における貸借や利用権の売却・公権力により課税されていない土地の耕作と村への年貢納入・非農業部門のサービス購入	「郷田」・「郷林」・「郷地」・その他施設（水利設備等）
	b 生活	非農業部門のサービス購入・村外者への寄付	自然資源・施設・基金

るのは、村役人の給料・祭礼の経費・近隣の村々との関わりにおける経費（廻状の受け渡しなど）・非農業部門のサービス購入や、集落の財産（堂社・蔵・「郷田」・「郷林」・「郷地」等村有の自然資源）の整備・維持に村が要する人馬の経費などである。特筆すべきは、村役人がこれら「集落としての支出」を頻繁に立て替えており、後ほど集落財政から払い戻しを受けることである⁴⁴。ストックについては、論文の性質上立ち入った議論はないが、堂社や集落の自然資源があるということが上記のフローの支出から判明する。

集落—家計の関係にあたる①—Cもまた、矢澤論文で「内所」と呼ばれるものの一部である。様々な集落の行事（寄合・自然資源や施設の整備）への不参加者に対する罰金・村からの賦課金負担・集落住民への集落への（人馬）の労働提供・公権力が把握していない土地の村への年貢納入がそれにあたるであろう。ストックについては、論文の性質上今まで同様フローを通して間接的に知ることができるだけであるが、集落住民の労働提供なくしては維持できない村の自然資源・施設、

そして公権力の課税は免れているものの、村が独自に年貢（先述の「宮米・大豆代、宮歩銭」）を徴収している土地はそれにあたるのではないだろうか。さらに、矢澤は「内所」において集落と集落住民の間で精算が行われており、集落住民から徴収された金銭のうち、余剰分が個々の住民に払い戻されていることを強調し、さらに第2節で述べたように、家計補助的に集落住民に集落のストックの運用益から富が還元された可能性も示唆している。だが、余剰金をどの程度払い戻すかは一般的に集落の裁量であり、もし部分的にでも払い戻さずプールしておけば、それは容易に基金化する。御射山神戸村でも、そのようなことは行われたのではないか。

一方、ヨコの分化について見てみると、②—aについては、フローを見ると集落の自然資源は集落住民にその利用権があてがわれた場合、集落の農業生産に寄与するものと考えられる。さらに推測すれば、利用権が集落の中に留まるか、それとも流出するかによって集落財政のa生産部分に寄与するか、それともb生活部分に寄与するかが決まってくると

言えるのではないだろうか。また、番非人のような非農業部門のサービス購入については、それが水の番のように自然資源の維持に関わってくるものであれば、生産部門における寄与と言えるだろう。ストックについては、フロー部分で述べたように、「郷田」・「郷林」・「郷地」や公権力によって課税されておらず、村が年貢を全て徴収する土地、また、論文では言及されていないが水利設備のような農業インフラがそれにあたるのではないだろうか。

②-b生活部門に焦点をあてると、非農業部門のサービス購入と村外の困窮者への寄付がそれにあたる。非農業部門のサービス購入のうち、番非人の提供するサービスは盗賊の捕縛・監視などの治安維持だけではなく自然資源の監視という内容も含んでいるため、②-aとの区別が困難であるが、逆に生活部門に特化した非農業部門サービス提供者もいる。寺の住職である。矢澤論文では論旨上特に触れられていないが、これについても村明細帳で記述があれば触れることにする。村外者への寄付については、宗教者である御師への寄付は「勸化」の語が示すように扶助というより村としての宗教的行為の色が強いが、瞽女・座頭などの盲人職能者・浪人への「合力」はまさしく扶助と言えるため、本稿の趣旨からして重要である。

4. 村明細帳と集落財政

(1) 本章の目的

本章の目的は表4を踏まえ、村明細帳から集落財政のフロー部分とストック部分を抽出し、分析することにある。その際、相互扶助

の観点からいかなる意味を持つかも述べる。

言うまでもなく、近世の集落財政については、矢澤のようにフローを中心とした財政資料を用いた議論が中心であり、財政資料ではない村明細帳を用いて集落財政を論じるのは変則的ともいえる方法である。しかし、公権力に提出するという村明細帳の性質上、つまり、明示的に記載されているものは矢澤論文で「表」と呼ばれる部分に限られている可能性が高いとはいえ、村明細帳には集落財政についての情報が含まれているのであり、特にストックについては、使い方を工夫すれば、特定の支出を前提に作成された財政資料より効率的に集落財政の輪郭を（断片的であっても）知ることができると筆者は考えている。

(2) フローと相互扶助的意義

本節の目的は表4を踏まえ、秦野市史収録の19村の村明細帳から集落財政のフロー部分を抽出し、分析することである。結論から言うと、フローのうち①-A、①-B、②-aは抽出できたものの、①-C、①-bは抽出できないという結果に終わり、予想通り公文書であるという資料の性質を反映した結果となった。とはいえ、興味深い発見もあるので、以下に抽出と分析の結果を示す。

まず、村役人の給料については8村10点の村明細帳で言及があった。村の数と点数が一致していないのは、横野村・菖蒲村についてはそれぞれ2年分の村明細帳があるためである。村の行政の長である名主、名主を補佐する村役人、そして厳密な意味では村役人ではないが、定使（または「触番」と呼ばれ、村役人の使いをする者⁴⁵）の給料である。その

うち、名主の給料は数石の米で支払われることが多い（数両～十数両の金銭の場合もある）。組頭も名主に準じるが、その給料は当然名主より少ない。逆に、定使の給料は金銭で支払われることが多い。『秦野市史』には、定使に任期の間給料として土地の利用権が村から譲渡されるという解説もあったが、そのような事例を『秦野市史』に収録された村明細帳から発見することはできなかった。なお、村役人の給料に触れた村明細帳のうち、10点のうち4点が明治時代のものであった。恐らく、「荘屋名主年寄等都テ相廃止」した1872年の明治政府による太政官第117号へ向けての動きであろう。

興味深いのは、ほとんどの村役人の給料が集落側の負担となっているにもかかわらず、相給であった東田原村では、17世紀に2人の名主がそれぞれ米4俵を領主の1人から給料として支払われていたという記述があることである。また、組頭も定使もそれぞれ領主の1人から給料を麦や米の形で受け取っていた。定使については、それだけではなく百姓からも給料を受け取っていたという記述が注意を引く⁴⁶。領主から支払われた給料が少なかったため、農家からの支払いはそれを補填する意味があったのだろうか。

このように村役人の給料が村だけではなく、時には藩からも支払われるという事実はどのように評価すればいいのであろうか。第3章で示した通り、矢澤は時代が下るにつれて、「表」の資料から支出項目の種類が減少したとしているが、それでも残ったのが村役人の給料であった。また、大内は集落の最小機能として自治体（あるいはそれ以上のレベ

ルの権力）の行政の下請的機能があるという説を紹介している⁴⁷。前述の通り、集落行政においては自治体行政の下請と住民の相互扶助のための作業の区分は困難であることも多いため、村役人の給料は領主からの報酬という側面と、集落住民からの報酬という側面の両方を有していたということが言えるのではないだろうか。よって、村役人の給料はフローのうち①-A、①-Bにあたると言える。

その他、①-Aに相当する部分としては、「名主馬」というものがあり、言及している村明細帳が1点残っている（菖蒲村、1686年）⁴⁸。説明がないので詳しい実態は分からないが、文字通り解すれば名主専用の馬となり、現代的な理解では（百姓身分は一般的に馬に乗れないので運搬専用の）公用車ということになるだろうか。もっとも、これは領主の用事で利用された可能性もあり、①-Bにも分類できるかもしれない。「名主馬」がどのように購入され、維持されたのかについて村明細帳に記述がないので不明であるが、今日の公用車のあり方を考える上でも興味深い。

村の治安維持や農業インフラの監視にあたる番非人については、その職場であり住居である非人小屋について（19村のうち6村6点）の村明細帳で言及はあるものの、定期的に特定の支出をしていたという記述はない。領主のような公権力にとっては集落が自身のために雇用しているという「私財政」の分野に属することなので、施設はともかく、給料については関知しないという理由からだろうか。よって、番非人の給料（「扶持」）については『秦野市史』の村明細帳には記述を見つけないことが出来なかった。

しかし、先行研究では村が支払っていたとされており⁴⁹、秦野市でも蓑毛村がその給料を村として支払っていたという記録⁵⁰が残っている。他の資料を見ると、栃窪村の1864年1月の村入用帳に「見張り入用 非人相渡 7月迄之分」とあり⁵¹、村が半年契約でサービスを購入していた可能性も考えられるが、これが常勤の番非人に対する報酬なのか、それとも臨時雇いの番非人に対する報酬なのかは不明である。他村の村入用帳で番非人の収入についての記述を見つけることができなかつたので、集落財政におけるその位置づけは判然としないが、近世の集落にとって欠かせない支出だったのは確かである。この「見張り入用」というのは、今で言うセキュリティサービスのようなものであろうか。であれば、②の集落財政のヨコの分化のうちbの生活部分に分類されることになるが、水の番など自然資源の監視であれば、aの生産部分のためのサービス購入である。

さらに、②-bの生活面に特化したサービスを提供する村の寺の住職(あるいは生活費)であるが、集落の負担については村明細帳に一切の記述はなく、不明である。集落住民の私経済という社会的文脈から記述がないという推測は容易であるが、寺の住職に定収入があり、それを集落がどこまで負担していたかどうかは、筆者の不勉強もあり今後の課題である。檀家組織が定期的に布施をするというのは今と変わらないと推測されるが、檀家組織を集落とどこまで同一視できるかは、さらに議論が必要な問題であり、この段階での結論は差し控えたい。盆などの年中行事や、葬式などのライフイベントに応じて個々の住民

が負担していたのだろうか。いずれにせよ、「村抱」とされた寺については、ストック部分を扱う次節で言及することとする。

(3) ストック部門と相互扶助的意義

本節の目的は表4を踏まえ、秦野市史収録の19村の村明細帳から集落財政のストック部分を抽出し、分析することである。結論から言えば、ストックについては現金としての基金以外の全項目が抽出され、フローより網羅的に把握できるという結果になった。資料の性質上当然のことかもしれないが、この結果は改めて村明細帳が集落財政を分析する上で、フローに関する他の資料との組み合わせにより、その力を発揮することができるという事実を示している。

さらに、フローと違って村明細帳における記述量が膨大なため、本稿では定量的、そして細部の引用による定性的な分析を断念し、各論点について傾向を述べるに止める。

集落共有のストックとしては、まず自然資源が挙げられるが、ここでは便宜上、(耕地含め)土地自体に価値が生じる場合、そして林野など土地よりも立木など土地の付随物に価値が生じているものの2つに分類することとする。施設については、寺社などの宗教関係施設、先ほど言及した非人小屋等の施設、郷蔵、高札場、水利施設が集落財政のストック部分として議論の対象になると考えられる。

まず、自然資源について、①のA(集落財政と集落それ自体の関係)、B(公権力=領主と集落財政との関係)、C(集落財政と家計との関係)を見ることとする。

自然資源のうち、土地の利用自体に価値が

生じるものについては、Aでは矢澤論文での私的同様、集落の共有の土地というものが存在する。とはいえ、土地自体について村持(=集落の土地)と明記されている例は見つからなかった。そこで、もう一度表4で抽出した集落財政の分析枠組みに戻ると、①-B、つまり領主-集落との関係では集落の共同所有か、集落住民の個人所有かという区分よりも、課税地かそうでないかという区分の方が重要であると考えられる。そう考えると、「見捨地」と呼ばれる非課税地がほとんどの村明細帳に見られるが、その用途が問題になるのである。

「見捨地」の用途を見ると、寺社、あるいは非人小屋など集落住民が共有する施設の敷地が多い(曾屋村、1835年⁵²)。つまり、共有地的な性格を強く持っているため、非課税であると考えられるのである。また、複数の領主を持つ相給村では、上記のような非課税地は領主別の村明細帳と天保6年の幕府の地誌的調査の性格の強い村明細帳では記述が異なり、後者で領主を異にする集落住民の入会(「三給入会見捨地」)になっていることが判明するのである。逆に言えば、領主が一人しかいない村ではこのようなことはわざわざ領主を異にする領民の入会と書く必要もないので、これは実質的な集落の土地であると解すべきであろう。

逆に、集落住民の共有施設であっても、行政下請的な性格の強い郷蔵地・高札場の敷地は非課税のものを見つけられなかった。ただし郷蔵の敷地の場合は、誰か個人が年貢を負担するのではなく、年貢を「出合」うという記述が見られるので⁵³、課税されている共有

地と見ることができるだろう。

土地の付随物に価値があると考えられる林野については、それが領主のものか(「御林」「領主林」⁵⁴)、そうでないか(「百姓持山」)⁵⁵、あるいは数村に跨る入会でないかどうか(「村持切山」)⁵⁶という区別が重要であると考えられる(横野、1835)。つまり林野に関しては①-B(領主-集落)そして、今まであまり取り上げられることのなかった集落と集落の関係性というものが前面に出ているのである。個別の集落住民のものか、それとも集落で共有しているのかという区別が村明細帳に明示的に記述されている事例は見つけられず、①-Cはブラックボックス化していると考えられる。

次に施設について見てみよう。まず、宗教施設については、どの村明細帳においても①-B、つまり領主-集落の関係性を示すような記述はない。領主の菩提寺についての資料があれば、①-Bも観測できたかもしれないが、今回使用したものの中にはそのようなものは認められなかった。代って、必ずと言っていいほど断りがあるのは、寺社(堂や祠のような小さな建築物も含む)が村持(「村抱」)であるか、集落住民個人に帰属しているかどうかである。もし集落住民個人に帰属している場合は、その住民の個人名が記載される。よって、ここでは、①-C(集落-家計の関係)に加えて②-b(集落財政の生活部分)が観測可能であり、相互扶助的な性格を持つ集落の宗教施設とそうでない個人(や個々の家計)のものが明確に区分できる。

郷蔵については、①-B(領主-集落の関係)を強く意識しているためか、どこまでが

領主側の支出で、どこまでが集落側の負担か記載しており、特に集落が負担した場合は縄の供出についてまで村明細帳のような公文書に残しているのは、非常に興味深い⁵⁷。

最後に②-aに属する水利施設については、個々の集落の地形の制約もあるが、用水、堰、樋などについて多くの村明細帳で記載がある。悪水についての記述が目につくのは、領主に提出する文書では（追加の負担を避けるため）窮状を饒舌に訴えがちな近世文書の特質だろうか。また、小さい損害の時は集落で修理を行うが、大破の時は領主より竹が下賜されるという記述もあり（東田原村、1699年）⁵⁸、①-Bという視点は皆無ではない。とはいえ、全体的に水利施設についての記述は林野についてのそれと比較して、簡単である。秦野市は山がちな集落が多く、畑作中心であることが村明細帳のこのような記述にも影響している可能性が高いが、水田地帯では①-B、①-Cという関係性をめぐって、また異なった記述が見られるかもしれない。

5. 終わりに

以上、本稿では『秦野市史』に収録された村明細帳のデータを用い日本の伝統農村における集落財政とその相互扶助的意義について、分析を行い、議論した。分析に際しては、大内雅利の近現代の集落財政を扱った論文と矢澤洋子の近世の集落財政を扱った論文から抽出した集落財政の分析枠組みを用いた。

ともあれ、分析の結果、村明細帳という資料は、現金で積み立てられた基金を除く集落財政のストック部分のほとんどを網羅し、さ

らに、領主という公権力に提出する資料の性格からあまり期待できなかったフローについての情報もかなり含んでいることが判明した。

筆者が上記の分析結果から得た結論は次の通りである。前近代の農村における相互扶助的な富の流れというものは、少なくとも集落財政の関連においては、その都度の善意による篤志家の出費などという牧歌的なイメージからほど遠い、システムティックなものであった。同様のことは先行研究で既に明らかにされていたとはいえ、村明細帳というどの集落でも存在する資料によって裏付けられることを証明したことが、本稿の学問あるいは社会に対するわずかばかりの貢献である。

集落財政における相互扶助がシステムティックなものになった原因は、領主のような公権力の介入にあった。ただし、そのような介入は、決して集落住民間の相互扶助の促進を意図したのではなく、矢澤によると役人への過剰接待を防止するという極めて公権力側の政治的事情に密着した意図からなされたものであった。

同時にそれは、大内や矢澤の鋭く指摘する集落財政の行政下請的部分が、集落財政のフローに依存しつつ整備され、公文書という形で記録されることを意味した。そして、表面上行政下請け部分から取り残されたはずの集落財政のフローとストックも並行して整備され、相互扶助手段の体系化という形で個々の家計のレジリエンスを高めるという形で集落住民の生活の質向上に寄与し、近代社会の礎となったのである。

市制町村制によって新しい行政単位が誕生しても、集落は、市町村とは異なったレイヤ

一で生産・生活の単位として住民を支えつつ生き残り続けたのは、冒頭で紹介した福井県の事例に見るとおりである。

注

- 1 「ほとんど70歳以上…役職もう無理 居住しながら自治会解散」『福井新聞ONLINE』2019年1月12日配信より。
「旧高旧領取調帳」によると、東俣町は江戸時代は大野藩領の一つの村であった。記事には両自治会の役割が詳細に記述されており、村=集落とは何かを考える上で極めて興味深い内容である。
- 2 大内雅利「集落財政試論」『明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学』12、1982。
- 3 上杉允彦「近世村落の自治と村入用」『史観』75、1967、菅原憲二「村入用帳の成立」京大近世史『論集近世史研究』1976、福山昭「近世後期畿内村落の村財政」『ヒストリア』57、1971、水本邦彦「近世初期の村と自治」『日本史研究』244、1982。
- 4 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、40頁。
- 5 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、2頁。
- 6 矢澤によると、村入用帳はフローの部分ですら、支出→賦課→決算のうち、支出のみを表すものとして、情報の不足という欠陥が指摘されてきたという。
矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、2頁。
- 7 歴史的現象を静的かつ一対一対応のものとして捉える研究者には、菌部の研究を「集落」財政研究として解釈するのは無理があると考えられる人もいるかもしれない。しかし、菌部の提唱した臈次成功制のような理論は中世前・中期だけではなく、近世村や現在の農業集落とも系譜的につながる中近世移行期の村落、特に宮座制村落の構造とそのダイナミクスを理解するのに必要不可欠な枠組みであり、十分応用可能なものである。
- 8 稲葉継陽「第九章 村の御蔵の機能と肝煎」『戦国時代の荘園制と村落』校倉書房1998、348頁。
- 9 稲葉は「「つなぎ」は、共同体本来の平等負担の原理に依拠してシステム化された幕藩領主の諸役取の性格を、よく示しているのである」とする。
稲葉継陽「第九章 村の御蔵の機能と肝煎」『戦国時代の荘園制と村落』校倉書房1998、319-362頁。
- 10 大内雅利「集落財政試論」明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学(12)、1982、92頁。
- 11 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、44頁。
- 12 もっとも、これは筆者だけではなく近世や近現代すべての村落史研究者にとって課題と言える。近世史や近代史分野の研究者は中世史の研究成果を踏まえたより歴史学的に頑健な研究を行うためにも、このようなレビューを行うべきではないかと筆者は考える。
- 13 秦野市『秦野市史 第二巻 近世史料1』1982、19頁。
- 14 市川雄基他著神奈川県立図書館調査部地域資料課編

- 「45 郷帳・村明細帳」『かながわの歴史文献55-神奈川県関係基本史料解説目録-』神奈川県立図書館、2008、151頁。
- 15 市川雄基他著神奈川県立図書館調査部地域資料課編「45 郷帳・村明細帳」『かながわの歴史文献55-神奈川県関係基本史料解説目録-』神奈川県立図書館、2008、151頁。
- 16 秦野市『秦野市史 第二巻 近世史料1』1982、26頁。
- 17 平井太郎著・小田切徳美監修『ふだん着の地域づくりワークショップ』筑波書房2017、17-18頁。
- 18 執筆にあたり、総務省のウェブサイトで「集落点検チェックシート」を探したが、発見することはできなかった。ただし、質問項目自体は皇學館大学の「『伊勢志摩定住自立圏共生学』教育プログラムによる人材育成」というウェブサイトで見ることができる。
(URL : <http://coc.kogakkan-u.ac.jp/sphere/?p=62>、2018年1月3日閲覧)
- 19 平井太郎著・小田切徳美監修『ふだん着の地域づくりワークショップ』筑波書房2017、18頁。
- 20 小田切徳美「〈私の読み方〉農山村再生のプロセスデザインと新しいワークショップ」平井太郎著・小田切徳美監修『ふだん着の地域づくりワークショップ』筑波書房2017、58頁。
- 21 菊本有紀「ワークショップで技術と地域をつなぐ：限界集落における継続的な地域活性化」『ハフントンポスト日本版』2014年11月07日 (URL : https://www.huffingtonpost.jp/hidenori-watanave/regional-vitalization_b_6118944.html、2018年1月3日閲覧)
- 22 平井太郎著・小田切徳美監修『ふだん着の地域づくりワークショップ』筑波書房2017、18頁。
- 23 秦野市『秦野市史 第二巻 近世史料1』1982に収録されたもので、「村明細帳」と呼ばれているもののみを数えた。内容が村明細帳の一部と似ているため、村明細帳と分類されている一部の資料については、研究者によって賛否が別れるとは考えられるが、除外した。ただし、それらの資料も村明細帳と補完的に利用した方がよいことは間違いない。
- 24 秦野市『秦野市史 第二巻 近世史料1』1982、3-7頁。
- 25 このような資料が江戸時代と明治時代をどのように架橋したかについては、それほど注目する人は多くないが、重要な問題であると筆者は考えている。
- 26 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、32頁。
- 27 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、3-8頁。
- 28 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、27頁。
- 29 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、35、36頁。
- 30 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、5頁。
- 31 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、41頁。
- 32 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、37頁。

- 33 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、41頁。
- 34 大内雅利「集落財政試論」『明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学』12、1982、73頁。
- 35 大内雅利「集落財政試論」『明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学』12、1982、73、98-104頁。
- 36 大内雅利「集落財政試論」『明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学』12、1982、72頁。
- 37 大内雅利「集落財政試論」『明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学』12、1982、83頁。
- 38 大内雅利「集落財政試論」『明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学』12、1982、83頁。
- 39 大内雅利「集落財政試論」『明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学』12、1982、84頁。
- 40 大内雅利「集落財政試論」『明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学』12、1982、84-85頁。
- 41 大内雅利「集落財政試論」『明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学』12、1982、89-90頁。
- 42 大内雅利「集落財政試論」『明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学』12、1982、89-90頁。
- 43 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、32頁。
- 44 矢澤洋子「近世村落と村財政」『史学雑誌』94-10、1985、35頁。
- 45 本稿では内容を詳しく紹介できなかったが、秦野市含めた地域における定使を歴史学と民俗学という二種類のアプローチから研究したものに、西海賢二の著書がある。
西海賢二『近世のアウトローと周縁社会』臨川書店、2006。
- 46 「一 名主給分として米四俵従殿様兩人え年々被下候 一 名主兩人にて役高跡々より引来り申候 一 組頭五人給分として麦五俵年々従殿様毎年被下候 一 定使給として従殿様米壹俵半づ、毎年被下候。但し百姓方より麦三俵・米三俵出来り申候。夏・秋村中より穀物壹升づ、貰申候」
秦野市『秦野市史 第二巻 近世史料1』1982、113頁。
- 47 大内雅利「集落財政試論」『明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学』12、1982、74-76頁。
- 48 秦野市『秦野市史 第二巻 近世史料1』1982、163頁。
- 49 寺木伸明「紀州藩松坂領における非人番及び惣廻りについての小考察」『部落解放研究』191、2011、37頁。
- 50 秦野市『秦野市史 第二巻 近世史料1』1982、623頁。
- 51 秦野市『秦野市史 近世史料統計編1』1987、183頁。
- 52 秦野市『秦野市史 近世史料統計編1』1987、25頁。
- 53 秦野市『秦野市史 近世史料統計編1』1987、113頁。
- 54 秦野市『秦野市史 近世史料統計編1』1987、89頁。
- 55 秦野市『秦野市史 近世史料統計編1』1987、56頁。
- 56 秦野市『秦野市史 近世史料統計編1』1987、89頁。
- 57 秦野市『秦野市史 近世史料統計編1』1987、113頁。
- 58 秦野市『秦野市史 近世史料統計編1』1987、112頁。